

## 本号の主な内容

金融資産の減損 - 今後の方向性	2
複数要素契約 - IFRS による収益認識はどう行うべきか？	7
公益企業による IFRIC 第 18 号の適用 - 実務上の問題点	10
IFRS 月次アップデート	15

### 金融資産の減損 - 今後の方向性

国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board: 以下、IASB) と米国財務会計基準審議会 (US Financial Accounting Standards Board: 以下、FASB) は、金融資産の減損モデルの改訂をそれぞれ提案しています。本稿では、両審議会が提案している減損モデルと関係者が提案している代替モデルについて解説するとともに、このトピックに関する弊社の意見について説明します。

### 複数要素契約 - IFRS による収益認識はどう行うべきか？

IFRSには複数要素契約に関する特定のガイダンスがないため、一部のIFRS報告企業は会計方針の設定にあたり、米国会計基準の規定を参照してきました。最近行われた複数要素契約に関する米国会計基準のガイダンスの改訂が、IFRSによる会計処理に影響を与えるのかについて検証します。

### 公益企業による IFRIC 第 18 号の適用 - 実務上の問題点

公益企業がIFRIC第18号「顧客からの資産の移転」を適用するにあたり、実務上の問題が発生しています。本稿では、これらの問題が何か、及びIFRIC第18号により公益企業の現行の会計処理が変更になる可能性について解説します。

### IFRS 月次アップデート

IASBからの新たな公表物について説明します。また、IASBが審議中のプロジェクトについてお知らせします。

# 金融資産の減損 - 今後の方向性



IASBが予想損失を金融資産の存続期間にわたり認識する新しいモデルを提案する一方、FASBはより早期に信用損失を認識できるように、現行の減損モデルを修正することを検討している。

国際会計基準審議会（以下、IASB）と米国財務会計基準審議会（以下、FASB）（総称して、以下両審議会）は、金融資産の減損に関して、現行モデルの改訂案をそれぞれ公表した。世界的な金融危機により、「発生損失」モデルでは信用損失の認識が遅くなるという批判があったからである。

IASBが予想損失を金融資産の存続期間にわたり認識する新しいモデルを提案する一方、FASBはより早期に信用損失を認識できるように、現行の減損モデルを修正することを検討している。また、外部関係者も他の減損モデルを提案しており、その内容はIASBが提案しているモデルといくつかの点で異なっている。

本稿では、両審議会が提案している減損モデルと外部関係者が提案しているその他のモデルについて解説するとともに、このトピックに関する我々の見方について説明する。

## IASBが提案している減損モデル

IASBは、2009年11月に公表した公開草案「償却原価及び減損」（以下、IASBのED）において、期待キャッシュ・フロー・モデルを提案している。期待キャッシュ・フロー・モデルでは、償却原価で測定される金融資産の当初認識時に見積信用損失を算定することが求められる。このような信用損失の当初予想は、実効金利の算定に含められる。

契約上の利息収入から当初の見積信用損失を控除した金額は、金融商品の存続期間にわたり損益計算書において認識される。見積信用損失は每期再評価され、見積りの変更による影響は、実効金利が一定となるよう、キャッチ・アップ調整として直ちに損益に認識される。

本公開草案の要旨については、*IFRS outlook 2009年12月増刊号-2 「IASBによる償却原価で測定される金融商品に対する新たな減損アプローチを提案する公開草案「金融商品：償却原価及び減損」の公表」*を参照されたい。

## FASBの提案

FASBの提案は、IASBのものとは比べて、複数の点で異なっている。FASBは、2010年5月に公表した金融商品に関する公開草案（以下、FASBのED）の中で、大部分の金融資産を公正価値で測定し、その変動を純利益、またはその他包括利益（以下、OCI）、すなわち資本で認識することを提案している。また、公正価値変動がOCIに認識される金融資産、償却原価で測定される短期債権、及びその他の特定の資産に、信用損失が発生しているか判定することを企業に求めている。企業は、（自らが創出した金融資産については）受取るべき契約上の金額、及び（購入した金融資産については）取得時に当初回収を見込んでいた金額につき、全額を回収できないと予想する場合、信用損失を認識しなければならない。このとき企業は、

世界的な金融危機により、「発生損失」モデルでは信用損失の認識が遅くなるという批判があった

過去の事象及び現在の状況に関するすべての利用可能な情報と、それらがキャッシュ・フローの回収可能性に与える影響を考慮することとなる。信用損失が存在するかどうかを判断する際に、起こりうる結果の発生に関する蓋然性基準 (probability threshold) は適用されない。すなわち、信用損失の発生可能性が高くなるのを待たずして減損を認識することになる。そして、その後の利息収入は、減損累計額を控除した償却原価に実効金利を乗じて認識することになる。

金融資産は、個別又は (類似のリスク特性を有する資産群については) 集散的に (すなわち資産群ごとに) 減損テストを行う。しかし、金融資産について個別に減損テストを行い、減損がないと判断した場合であっても、金融資産を集散的に評価することにより減損損失が生じるかどうかを判断しなければならない。報告企業が、過去の情報や現在の状況により、(自らが創出した金融資産については) 受取るべき契約上の金額、又は (購入した金融資産については) 当初回収を見込んでいた金額を、資産群における金融資産の存続期間にわたり回収できないと予想される場合 (たとえば、類似のリスク特性を有する金融資産群において信用損失の実績がある場合)、減損損失を認識する。これにより、資産が創出された報告期間に、資産群における金融資産の存続期間にわたり予想される損失の全額について減損が認識される場合がある。

#### 欧州銀行協会による代替的な減損モデル

欧州の銀行から構成される欧州銀行協会 (以下、EBF) は、IASB の期待キャッシュ・フロー・モデルを一部変更した減損モデルを提案している。これは、予想される信用損失を反映するため収益を繰延べるという IASB の ED の原則に基づいて策定されたものであるが、IASB の ED と比較して、主に以下の 3 つの相違点がある。

- i) 利息収入を繰延べるために行う調整を、「総」利息収入と別個に計算することで、収益の繰延べを利息計算から「切離す」。予想損失合計は、引当金を計上するにあたり、金融資産群の存続期間にわ

たり、たとえば定額法などによって、「規則的に」損益に配分される。

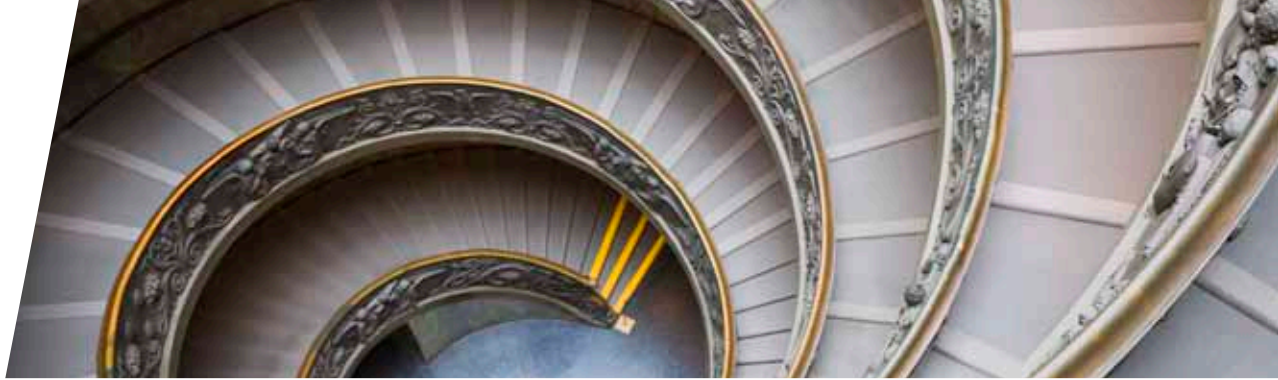
- ii) 将来損失の見積りを変更することによる影響は、変更が生じた報告期間に全額を計上するのではなく、毎期の減損に係る費用を増加又は減少させることにより、金融資産の残存期間にわたり配分する。この計算は、ビンテージ (金融資産の創出年と満期の年に基づく別) ごとに期待キャッシュ・フローの見積りを紐付けず、新しい資産が追加され、満期になった古い資産が取り除かれる「オープン・ポートフォリオ」が前提とされる。これは、IASB の ED によれば、実務的にキャッチ・アップ調整を行うためには、ビンテージ及びリスク特性ごとに資産をグループ化する「クローズド・ポートフォリオ」を前提とせざるを得ないのとは対照的である。
- iii) 減損損失が実際に発生した場合、当該損失は計上済みの減損引当金から控除する。発生損失がそれまでに計上した引当金の金額を上回る場合、その超過額は損益計算書に計上する。このように、実際発生損失に基づくバッファを設けるということは、すなわち、企業が期待損失モデルと発生損失モデルを平行して運用しなければならないということを意味している。発生損失を計算するためのシステム及びプロセスはすでに構築されているものの、このモデルにおいて、今後も発生損失要素を考慮するということは、例えば、発生可能性は高いが、いまだ顕在化していない損失に関する見積りを含めるべきなのか、含めるとした場合、どのように計算すべきかなどを判断しなければならないことに他ならず、実務上、発生損失をどのように算定するのかという論点について、今後も議論が続くことを意味する。

IASB、EBF、FASB が提案した減損モデルの主な特徴については表 1 を参照されたい。

# 金融資産の減損 - 今後の方向性 (続き)

表 1: IASB、EBF、FASB が提案した減損モデルの主な特徴

	IASB	EBF	FASB
<b>適用範囲</b>	償却原価で測定される金融資産	償却原価で測定される金融資産	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品、償却原価で測定される短期債権、それ以外の一部の資産
<b>原則</b>	金融資産の見積信用損失を算定し、当該見積損失を金融資産の当初認識時から会計処理するために実効金利に織り込み、利息収入の一部を繰延べる。	見積信用損失をポートフォリオレベルで算定し、ポートフォリオの平均存続期間にわたり(定額法又は他の規則的な方法で)配分することにより引当金を計上する。	報告期間の末日ごとに行う評価に基づき、創出された資産について受取るべき契約上の金額(又は購入された金融資産について当初回収を見込んでいた金額)のうち、回収すると見込まれない金額全額について減損損失を認識する。
<b>将来事象に関する検討</b>	将来事象に関する予想は、見積損失の評価に含める。	過去の損失実績は、見積損失を予測する上での出発点となるが、これは、報告日時点で存在する状況を反映するべく、必要に応じて修正されねばならない。	過去の事象及び現在の状況について調整した実績データのみを、回収不能と見込まれる金額の算定に用いる。
<b>減損損失の認識</b>	信用損失は、実効金利法(又は実務上の簡便法)に基づき、金融資産の存続期間にわたり配分する。	信用損失は、定額法又は他の規則的な方法に基づいて金融資産の存続期間にわたり配分する。発生損失が既存の減損引当金を上回る場合、その超過額は損益計算書に計上する。	信用損失は、創出された資産について支払われるべき契約上の金額(又は購入された金融資産について当初回収を見込んでいた金額)の全額は回収されないと判断した期間に認識する。集合的に評価する金融資産(個別には減損していない金融資産を含む)については、通常、金融資産が創出された期間に信用減損を認識する。
<b>将来回収額の見積りの変更</b>	「キャッチ・アップ」調整により損益計算書に直ちに認識する。	金融商品の残存期間にわたり、事後的な損益の修正として将来に向けて認識する。	変更が生じた期の損益計算書で直ちに認識する。
<b>オープン・ポートフォリオへの適用</b>	キャッチ・アップ調整額を算定するには、資産について当初想定損失、実効金利及びビンテージを紐付けなければならないため、当該モデルをオープン・ポートフォリオに適用することは困難である。	IASBのEDで求められるようにキャッチ・アップ調整を算定するためにビンテージごとに資産の当初予想損失を紐付ける必要はないので、クローズド・ポートフォリオに代えて、類似のリスク特性を有する資産のオープン・ポートフォリオについて見積損失を評価する。	類似のリスク特性を有する資産のオープン・ポートフォリオの損失を評価することができる。(FASBが提案しているモデルでは、IASBのEDのようにキャッチ・アップ調整の計算は求められない。したがって、当初想定損失をビンテージごとに紐付ける必要はない。)
<b>損益への潜在的影響</b>	利息収入の一部が繰延べられる。また、将来の回収金額や回収時期の見積りが増える場合、キャッチ・アップ調整により損益が変動する可能性がある。	資産のポートフォリオの平均存続期間にわたり予想損失が配分される。将来の回収に関する見積りの変更は将来に向けて修正されることから、IASBが提案している減損モデルよりも損益計算書の変動性が少ない。	貸付金又はその他金融資産の資産群について、現時点において存続期間にわたり発生すると予想される損失の全額が、資産が創出又は購入された報告期間に認識される。
<b>運用上の複雑性</b>	複雑である(ただし、実務上の簡便法により適用が簡素化される可能性がある)。	期待損失モデルと発生損失モデルが平行して適用されるため、IASBの提案よりも複雑になる可能性がある。	IASBが提案しているモデルよりも複雑性は低い。



## 専門家諮問パネル (Expert Advisory Panel)

減損に関する提案の実務上の問題にどのように対応すべきかについて両審議会に助言するために設置された専門家諮問パネル（以下、EAP）は、IASBモデルがもたらす多くの課題に対応するための実務上の簡便法や解決策、そしてEBFモデルをはじめとするその他の減損モデルについて審議してきた。

EAPでは、複数のメンバーが以下に示す、期待キャッシュ・フロー・モデルを簡素化したアプローチを提案している。

- i) 当該アプローチでは、EBFモデルと同様に、収益の認識と減損の認識を切離す。(類似のリスク特性を有する資産で構成される)金融資産のオープン・ポートフォリオの見積損失合計は、当初認識時に見積り、収益を繰延べることで引当金が計上されるように、損失はポートフォリオの平均存続期間にわたり配分する。
- ii) ポートフォリオにおける金融資産が減損していることが判明した場合、当該資産を減損していない資産ポートフォリオから分離し、当該見積損失の全額を損益計算書に計上する。

減損していない残りの資産ポートフォリオの見積損失は、実績や状況の変化を反映するよう、各報告日において再度見積りを行う。そして、収益の繰延べに当たり、見直し後の見積損失があたかも当初から想定されていたかのように、ポートフォリオの平均存続期間のうち、すでに経過した期間に対応する金額について、引当金を調整する。要するに、たとえば平均予想存続期間が5年であるポートフォリオについて、平均して2年が経過している場合、引当金累計額は見直し後の見積損失の5分の2を表すものとなる。

## 弊社のコメント

予想信用損失を反映すべく収益を繰延べるというIASBのEDの原則は、会計理論的には優れている点があることは認めるものの、提案されている期待キャッシュ・フロー・モデルを実際に適用するためのコストと、その運用がきわめて難しい点を鑑みれば、これを導入すること

は費用対効果に乏しいと言わざるを得ない。

IASBのEDが採用しているアプローチは、次の（関連する）2つの目的を基礎としているようである。

- i) 利息収入及び費用の報告期間への配分を決定する
- ii) 償却原価で計上されている金融資産の減損を測定する

これらの目的が2つの個別の目的として設定されていれば、とるべき方向性がより明確になっていたと思われる。そうしていれば、提案されているアプローチに限らず、収益認識と減損を切離し、これらを分けて考える他のアプローチが、より素直に導かれていた可能性もある。具体的に言うと、IASBのEDにより求められている即時のキャッチ・アップ調整は、最近両審議会により共同で公表された公開草案「顧客との契約からの収益」(以下、収益認識ED)の原則と整合していないと我々は考えている。当該収益認識EDの原則に従えば、取引価格の変動は、履行義務全体に対して割り当てられるが、当該履行義務は金融資産の存続期間を通じて充足されるものである。そのため、仮に期待キャッシュ・フロー・アプローチが採用されるならば、我々は、金融商品のキャッシュ・フロー予想の変更は、履行された義務の金額に比例して収益に配分すべきであると考え（この考え方は、上記で説明した、EAPの一部メンバーにより提案された代替モデルと類似している）。

IASBにより提案されたアプローチが、より深く作りこまれ、簡素化されていくことを通じて、適用に伴うコストや運用上の難しさに関する我々の懸念が解消される可能性はある。解決策としては、過去の貸倒実績率を、出発点となる「当初想定」値とした上で、これを（経済の当面の成長率に関するコンセンサス予測を含む）過去の事象や現在の状況を反映するよう調整することにより、上記で説明したEAPの提案を簡素化することが考えられる。また、貸倒実績率にそのような調整を加えたことの影響については、これを開示する必要があると思われる。

我々は、FASBのEDに定められる金融資産の減損の会計処理に対するアプローチが、IASBのEDに定

## 金融資産の減損 - 今後の方向性 (続き)

められるアプローチと大きく異なっていることを懸念している。少なくとも、両基準に基づき財務情報を開示している企業間の損益計算書を容易に比較できる程度には、2つの減損モデルは類似したものになる必要があると考えられる。我々は、金融商品会計というより幅広いトピックに関しては、IFRS第9号「金融商品」に定められる混合測定モデルを引続き支持するとともに、両審議会がコンバージェンスに向けた努力を今後も継続することを望む。

IASBのEDへのコメントは2010年6月30日に締め切られた。IASBは、2011年の第2四半期に新しい基準書の公表を予定している。

金融商品に関するFASBのEDのコメント提出期限は2010年9月30日である。FASBは、2011年の第2四半期に金融商品に関する新しい基準書の公表を予定している。

# 複数要素契約 - IFRS による収益認識はどう行うべきか？

単一の契約の下で複数の製品やサービスが顧客に提供されるビジネスは多い。IAS 第18号「収益」では、収益認識規準を単一の取引に含まれる個々の要素に適用する必要がある場合があることが認識されているものの、IFRSではこの様な複数要素契約をどう会計処理するかに関する特定のガイダンスが提供されていない。その結果、企業は独自の会計方針を設定しており、中には米国会計基準の規定を参照しているものもある。本稿では、IFRSの規定、及び最近改訂が行われた複数要素契約に関する米国会計基準のガイダンスがIFRSの原則と整合しているかについて考察する。

## IFRSのガイダンス

現行のIFRSでは、複数要素契約の収益認識に関するガイダンスはほとんど提供されていない。IAS 第18号では、状況によっては、取引の実質を反映させるために、単一取引に含まれている個別に識別可能な構成要素ごとに認識規準を適用する必要があることが示されているのみである。どのような状況において取引を分離すべきか、また分離する場合、どのように収益を異なる要素へ配分すべきかについて詳細なガイダンスは提供されていない。

詳細なガイダンスが存在しない場合、IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」では、経営者は適切な会計方針を策定するために判断を行使することが求められている。その判断を行うにあたり、企業は類似の論点を取り扱うIFRSの規定、及び「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」で定めた定義を参照しなければならない。

2007年6月、IFRS 解釈指針委員会はIFRIC 第13号「カスタマー・ロイヤルティ・プログラム」を公表し、特典クレジットを顧客との当初販売取引における独立した構成要素として取り扱うことを求めている。IFRIC 第13号では、対価を特典クレジットと取引の他の構成要素に配分する方法について規定していない。但し、「結論の根拠」の中で、特典クレジットに配分される金額は、その公正価値と同額とする(残価法)、もしくは特典クレジットの公正価値とそ

の販売の他の構成要素の公正価値との相対的な比率に基づく、あるいは対価総額の一定部分とする(相対的公正価値法)ことができると述べている。

IAS 第8号は、IFRSと矛盾しないことを条件に、他の会計基準設定主体が公表した最新の規定を考慮することを認めている。それゆえ、複数要素契約に関し、多くの企業が米国会計基準を規範的なガイダンスとして参照してきた。しかし最近、米国会計基準のガイダンスが改訂されたため、IFRSとの整合性について改めて検証する必要がある。

## 米国会計基準の検討 - 最近の改訂の概要

2009年9月、米国財務会計基準審議会(以下、FASB)は、緊急問題専門委員会(以下、EITF)の論点08-01「複数の提供物を伴う収益契約(Revenue Arrangements with Multiple Deliverables)」に関する最終合意を承認した。EITF 08-01により、現在、米国会計基準編纂書(Accounting Standards Codification: 以下、ASC)トピック605-25「収益認識 - 複数要素契約」で示されている複数要素収益契約に関する現行のガイダンスが改訂される。

ガイダンスの改訂により、2つの重要な変更が生じる。1つ目は、複数要素契約に含まれる各々の提供物を、どのような場合に個別の会計単位として処理するかについての判断に関する変更である。2つ目は、取引対価を個別に識別された会計単位に配分する方法の変更である。これらの変更により、複数要素契約に関する収益認識が、従前のガイダンスに比べ、より早期に行われる可能性が高くなる。表2は、EITF 08-01による改訂前後のガイダンスの比較である。

# 複数要素契約 - IFRS による収益認識はどう行うべきか？ (続き)

表2 - EITF 08-01による改訂の概要

現行のガイダンス	EITF 08-01による改訂
<b>個別の会計単位の決定</b>	
1. 提供済みの要素が単独で価値を有する	1. 変更無し
2. 提供が済んでいない要素の公正価値について、客観的で信頼できる証拠が存在する	<b>規準の廃止</b>
3. 提供済みの要素に通常の返品権が付されている場合、提供が済んでいない要素の提供や履行が行われる可能性が高く、実質的に売り手の管理下にある	2. 変更無し
<b>個別の会計単位への契約対価の配分</b>	
1. すべての会計単位の公正価値について、客観的で信頼できる証拠が存在する場合、公正価値に基づいてすべての提供物に配分（相対的公正価値法）	1. 相対的な販売価格に基づいてすべての提供物に配分（相対的販売価格法）
2. 提供が済んでいない要素の公正価値について、客観的で信頼できる証拠が存在する場合、残価法を使用（残価を提供済みの要素に配分）	<b>残価法は認められない</b>
3. 逆残価法は認められない（残価を提供が済んでいない要素に配分）	逆残価法は認められない
<b>公正価値と販売価格の測定ヒエラルキー</b>	
1. 公正価値に関する売手特有の客観的な証拠（VSOE） - 個別に販売された提供物に課された価格、もしくは個別にまだ販売されていない場合は経営者によって設定され、新製品またはサービスの発売前に変更されないと想定される提供物に課された価格	1. 販売価格に関する売手特有の客観的な証拠 - 用語の変更のみ（すなわち、公正価値を販売価格に置き換え、VSOEの決定は変更無し）
2. 公正価値に関する第三者による証拠（TPE） - 例えば、類似の顧客に販売された代替可能な製品またはサービスの売手または競合他社の価格	2. 販売価格に関する第三者による証拠（TPE） - 用語の変更のみ（すなわち、公正価値を販売価格に置き換え、TPEの決定は変更無し）
	3. 販売価格に関する最善の見積り - 提供物が単独で売手により販売されるとした場合、市場の状況や企業特有の要素を考慮した上で、売手が使用するであろう価格

## 複数要素収益契約の会計処理

ASC トピック 605-25は3つの規準を設定しており、複数要素契約に含まれる提供物の一つを他の提供物と分離して会計処理するためには、それらすべての規準が満たされる必要があった。規準の一つは、「提供が済んでいないの要素の公正価値について、客観的で信頼できる証拠」が存在することであった。実際には、この規準を満たすことは難しいことが多く、公正価値に関する客観的で信頼できる証拠が存在しないことが、米国会計基準では企業が単一の契約に含まれる複数の提供物を分離することができない一般的な理由であっ

た。分離ができないことで、複数の提供物を一括で会計処理することとなり、それにより、最後の提供物の提供が完了するまで、収益計上が繰り延べられる結果となっていた。企業の多くは、このような状況は多くの取引の経済実態を反映していなかったと考えている。

EITF 08-01により、米国会計基準の収益認識ガイダンスは部分的に改訂され、提供済みの要素を個別の会計単位として処理するために、提供が済んでいない要素の公正価値について「客観的で信頼できる証拠」が存在することという規準が削除された。



## 取引対価の配分

EITF 08-01により、取引対価を識別された各会計単位に配分する方法も変更される。従前のガイダンスでは、すべての識別された会計単位の公正価値について客観的で信頼できる証拠が存在する場合は、取引対価は取引のすべての要素の公正価値に基づいて相対的に配分された。あるいは、公正価値に関する証拠が、(提供済みの要素には存在しないが、)提供が済んでいない要素にのみ存在する場合は、契約対価は残価法を用いて配分されていた。残価法では、取引対価は提供が済んでいない要素に対してはその公正価値に基づき配分され、残った取引対価(残価)が提供済みの要素に配分される。多くの場合、企業は契約の中の提供済みの要素について、公正価値に関する証拠を示すことができなかつたため、単一の契約により複数提供物を提供する企業は残価法を用いることが多かつた。

EITF 08-01では、契約対価を相対的販売価格に基づき、すべての提供物に対して配分すること(相対的販売価格法)を求めている。相対的販売価格法では、各提供物の販売価格は、販売価格を示す売手特有の客観的な証拠が存在する場合には、これを用いて決定される。そうでない場合、販売価格は販売価格を示す第三者による証拠に基づき決定される。販売価格を示す売手特有の客観的証拠も第三者による証拠も存在しない場合は、売手は提供物の販売価格について最善の見積りを用いる。

## IFRSによる会計処理に対する影響

IFRIC第13号で言及されている残価法が今後米国会計基準で禁止されるため、この方法が引き続きIFRSにおいて使用できるのか疑問が生じている。この疑問に答えるためにはまず、IFRSで残価法を言及している背景を考えなければならない。IFRIC第13号は、特典クレジットの会計処理において、販売取引の構成要素として会計処理する企業もあれば、将来の物品やサービスの提供コストとして会計処理する企業もあるといった実務上のばらつきに対処するために公表された。IFRIC第13号は、ロイヤルティ・プログラムの会計処理において経営者が検討する方法として残価法を参照しているが、収益は取引の各構成要素に対して受領した又は受領可能な対価の公正価値で認識

しなければならないという、IAS第18号の全般的な原則を変更するものではない。

IFRS報告企業は、ロイヤルティ・ポイントに関連しない取引に対して引続き残価法を使用する裏付けとして、IFRIC第13号を参照することができる一方で、その配分結果をレビューする際には常にIAS第18号の全般的な原則を勘案する必要がある。残価法により取引の構成要素のすべてについて公正価値が存在しない状況でも収益認識ができるので、IAS第18号の全般的な原則と整合しない収益認識が行われる可能性がある。また、特典クレジットを含む個別取引については、残価法と相対的販売価格法との差異が僅少になることが多い。しかし、複数の重要な要素で構成される取引に残価法を適用すると、価格設定によっては、相対的販売価格法とはまったく異なる配分結果となる場合がある。結論として我々は、米国会計基準で今後求められる相対的販売価格法の方が、IAS第18号の全般的な原則と整合しており、IFRSに基づく取引対価の配分方法としてより好ましいと考える。

## おわりに

IFRS報告企業は、常にIAS第18号の原則に従わなければならない。今回の米国のガイダンスの改訂はIAS第18号の全般的な原則と整合していると考えられるので、企業は引き続きこれを参照することができる。

米国会計基準は、条件付対価の取扱いなど、IFRSに定めがない他の分野についても、規範的なガイダンスを引き続き提供している。こうした論点について、IFRS報告企業は、IAS第8号の規準を満たしていればこのガイダンスを引き続き参照することが可能である。

また、今月号の別の記事では、公益企業がIFRIC第18号「顧客からの資産の移転」の規定をどう適用すべきか、及び米国会計基準の「独立した価値」の定義がIFRSにおいても適用できるのかについて考察している。

本稿で取り上げている論点は、2010年6月24日にIASBとFASBが共同で公表した公開草案「顧客との契約から生じる収益」で検討されている。今月号のIFRS月次アップデートを参照のこと。

# 公益企業による IFRIC 第 18 号の適用 - 実務上の問題点

IFRIC 第 18 号「顧客からの資産の移転」の規定は、いくつかの簡単なステップに要約することができるが、公益事業を行う企業（以下、公益企業）にとってこの規定を適用することは決して簡単なことではない。適用プロセスの各ステップにおいて、公益企業は、主に IFRIC 第 18 号と公益企業の料金設定プロセスの不整合にまつわる実務上の問題に直面している。本稿では、これら実務上の問題、および IFRIC 第 18 号が公益企業の現行の会計処理を変更する原因となりうる理由について考察する。

## 背景

公益企業が顧客から有形固定資産項目（又はそうした資産を取得するための代金）を受領するという取引は、この業界では日常的なものである。IFRS にはこうした取引に関する特定のガイダンスが存在しないため、実務上、会計処理にばらつきが生じていた。多くの場合、公益企業は、料金設定の際にそれらの取引について規制当局が求める会計処理方法と一致するような会計方針を選択してきた。多くの規制制度では、収益と費用を対応させることに重点が置かれ、公益企業は外部向け財務諸表でも同様のことを行っている。

IFRIC 第 18 号の規定については、表 3 のフロー・チャートにまとめている。IFRIC 第 18 号は、拠出された項目が資産の定義を満たすかどうかの判断、及び拠出によって発生する公益企業の債務に重点を置いており、料金規制の影響に関する会計処理は取り扱われていない。IASB は、公開草案で料金規制活動の影響について取り扱うことを計画していたが、現在どのような状況になっているか不明である。結果的に、公益企業が規制上の報告で行っている費用と収益を対応させる処理は、費用収益対応よりも資産及び負債の認識を重要視する IFRS の下では認められない可能性がある。IFRIC 第 18 号の規定と公益企業に対する規制制度との間には溝がある。以下、一般的な実務上の論点を検討し、公益企業はそれらにどう対処できるかについて我々の見解を示す。

## 初期一括支払費用はすべて IFRIC 第 18 号の適用対象となるか？

規制当局は通常、異なる顧客のカテゴリーごとに、どの初期一括支払の接続料金を継続供給する物品に対する料金と同様に課金できるかを規定する。これらの初期一括支払費用は接続手数料またはバックボーン・チャージと呼ばれることがある。顧客に課金される金額は、顧客をネットワークに接続するために発生する実際のコストの一部でしかない場合もある。また、受領した料金はネットワークの一般的なメンテナンスに充てられるという場合もある。例えば、資産がすでにネットワークに接続していても、その資産の所有権が移転されなければ規制当局が初期一括支払費用の請求を認めないような場合である。

IFRIC 第 18 号第 6 項は代金の拠出について扱っており、次のように述べられている。IFRIC 第 18 号は「企業が顧客から代金を受領し、受領した代金を有形固定資産項目の建設又は取得のみに使用しなければならず、かつ企業が当該有形固定資産項目を顧客をネットワークに接続する、又は顧客が物品・サービスの供給を継続的に受けられるようにする、あるいはその両方のために使用しなければならない契約に適用される」。

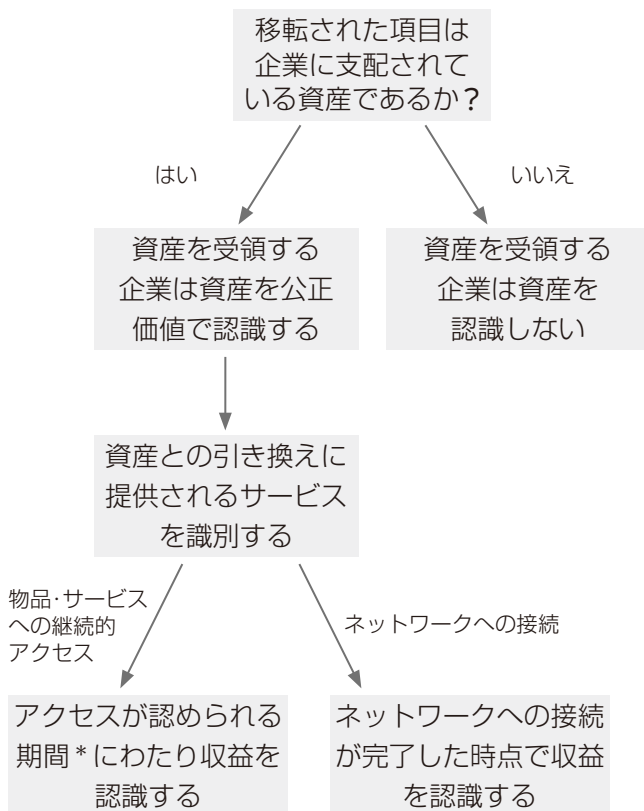
これら初期一括支払費用は接続手数料やバックボーン・チャージと名付けられていることが多いが、我々はこれらの支払が IFRIC 第 18 号の適用対象となるためには、少なくともその料金の一部が、顧客をネットワークに接続し、継続的に物品・サービスを提供するために使われる有形固定資産項目を購入又は建設するために直接使用されなければならないと考える。

したがって、規制当局に認められても、有形固定資産の追加的な取得又は建設に直接関係しない料金は IFRIC 第 18 号の適用対象にはならない。これらの支払は、IAS 第 18 号「収益」の規定に基づいて会計処理しなければならない。それだけでなく、これら料金の IAS 第 18 号に基づく会計処理に関係して、以下で検討する実務上の問題が多く存在する。



表3 - IFRIC第18号のフロー・チャート

IFRIC第18号は2009年7月1日以降に受領した移転に適用される。



\* 契約に定めがない場合、当該期間は関連する資産の耐用年数より長くなることはない。

### 資産の定義は満たされているか？

契約がIFRIC第18号の適用対象であると判断されたら、次のステップとして、拠出された項目が受領する企業にとって資産の定義を満たすかを判断する。「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」において、資産は以下のように定義されている。

「過去の事象の結果として企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源。」

資産の定義を満たすかの判断に際しては、2つの重要な点を検討しなければならない。企業が資産を支配しているか、及び将来の経済的便益が企業に流入するか、という点である。

### 支配

支配は、法律上の所有権の移転によってのみ判断されるものではなく、事実と状況を慎重に評価することが求められる。拠出された項目を公益企業が支配していることを示す要素として、公益企業の以下の能力が挙げられる。

- ▶ 同一のサービスを提供するため、当該資産を他の資産と交換できる
- ▶ 他の財貨やサービスを生産する、もしくは負債を清算するために当該資産を使用できる
- ▶ 他者による当該資産の使用に対し課金できる
- ▶ 移転された資産をどのように運用、維持し、いつ取り替えるかを決定できる

### 将来の経済的便益

2つ目の要素は、将来の経済的便益が企業に流入するかの判断である。公益企業が「サービス原価」方式に基づき規制されている場合、顧客から拠出又は代金を拠出された項目について、規制当局の示す会計処理方法とIFRIC第18号の規定との間に不整合が生じる。「サービス原価」モデルの目的は、企業が特定の収益率（又は一定範囲の収益）を稼得する料金を設定することであり、料金は企業の資産を基礎とした計算式を使って設定されることが多い。しかし、ほとんどの規制当局は、顧客により拠出又は代金を拠出された項目もしくは項目の一部を除外している。

ここで、料金設定の計算式から資産が除外されていることが、資産の定義を満たさないことを示すのではないかという議論が生じる。この見解の根拠は、これらの資産が「企業に流入する将来の経済的便益」に関係がないということである。

我々の見解では、有形固定資産項目を料金計算プロセスから除外するという規制当局の決定が、資産の定義を満たさないことを示すこととはならない。「フレームワーク」の第53項で、「資産に具現化された将来の経済的便益とは、企業への現金及び現金同等物の流入に直接的に又は間接的に貢献する潜在能力である」と述べられている。拠出された資産によって

# 公益企業による IFRIC 第 18 号の適用 - 実務上の問題点 (続き)

規制当局から認可された収益の全体的なレベルは上がらないかもしれないが、公益企業は接続することによって新規顧客を獲得し、確実に便益を得る。これらの顧客は公益企業による継続的なサービスを利用し、公益企業の収益に直接的に貢献する。また、市場によっては、公益企業の事業の一部のみを規制対象としている場合があるが、これら新規顧客が公益企業の規制対象外の事業の収益に貢献する可能性もある。さらに、企業が資産を売却できる能力は将来の経済的便益が存在することを示す。

## 当初認識時の資産の公正価値

顧客から拠出された代金を使用して公益企業が購入又は建設した資産について、当初認識はIAS第16号に従って取得原価で認識することが明らかである。

企業が支配する拠出された資産については、IFRIC第18号は、有形固定資産項目を公正価値で測定することを求めている。公正価値はIAS第16号で、「独立第三者間取引において、取引の知識のある自発的な当事者の間で、資産が交換され得る価額」と定義されている。ほとんどの場合、公益企業の再調達原価が公正価値算定の出発点となる。

## 減損の検討

料金算定プロセスから除外される資産は、当初認識の時点で減損しているという議論もある。しかし、これらの資産が顧客全体にサービスを提供するために使用されており、それ自体でキャッシュ・フローを生み出さないことを勘案すると、IAS第36号「資産の減損」の第22項に基づき、個別にではなく、各資金生成単位の一部として減損テストを行うことが求められる。第22項は次のように述べている。

「回収可能価額は、個別資産について算定される。ただし、当該資産が、他の資産又は資産グループからのキャッシュ・フローからほぼ独立したキャッシュ・フローを発生させない場合を除く。その場合、(中略)回収可能価額は、当該資産の属する資金生成単位に対して算定される (後略)」

財務報告上、料金算定で考慮された金額を上回る公正価値で資産を認識することにより、資金生成単位が減損されるリスクは高まる。顧客から拠出された項目ごとに減損テストを行うことは実務的ではないが、公益企業はこれらの減損テストを行う頻度について再検討する必要があるかもしれない。

表 4 - 提供されるサービスの種類を判別する特徴

ネットワークへの接続	物品・サービスの供給への継続的アクセス
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 顧客に接続されており、接続という行為がその顧客にとっての独立した価値を表わしている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 接続を通じて受領する物品・サービスに、資産を拠出していない他の顧客より低い金額が課せられる</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 公正価値を信頼性をもって測定できる</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 接続することにより受領する物品・サービスに対し、資産を拠出していない他の顧客と同じ金額が課せられる</li> </ul>	



## 資産との交換により提供される個別に識別可能なサービスとは？

IFRIC第18号は資産と引き換えに提供されるサービスを識別することを求めているが、表4は、提供されるサービスがネットワークへの接続なのか、物品・サービスの供給を継続的に受けられるようにすることなのか、あるいは両方の組合せなのかを示す特徴を要約したものである。

### 顧客にとっての独立した価値

ネットワークへの接続との引き換えに資産が受領されていることを示す1つ目の指標は、接続という行為が顧客にとって独立した価値を有していることである。しかし、IFRIC第18号において「独立した価値」の定義は示されていない。IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」のヒエラルキーに従い、米国会計基準の独立した価値の定義を参照すると、「売手が個別に売却する、又は顧客が提供されたものを単独で再販売することができる場合」となっている（ASC トピック605-25「収益認識 - 複数要素契約」）。ただし、IFRS報告企業は、独立した価値について米国会計基準の定義に縛られる必要はなく、他の情報源も参照できる。

接続が独立した価値を有するかについての判断に際し、他に考慮できる要素には以下がある。

- ▶ **顧客はサービス提供者を選べるか？**  
サービス提供者を選べない場合、接続という行為が独立した価値を有していないことを示す指標になる。
- ▶ **顧客がサービス提供者を選べる場合、接続という行為によって、当該資産の将来の購入者は新たなサービス提供者からの接続料金の課金を避けることができるか（すなわち、接続という行為は資産の価値を高めるか）？**  
ネットワークに接続していない資産と比べ、接続によって資産の価値が高まる場合、接続という行為が独立した価値を有することを示す指標になる。

### 公正価値を信頼性をもって測定できる

2つ目の指標は、接続サービスの公正価値が信頼性をもって測定できるというものである。IAS第18号に基づき初期一括支払の接続料金の公正価値を算定することは、特に接続が個別に販売されていない場合、容易でない可能性がある。本号の別の記事「複数要素契約」で、公益企業にとっても公正価値の算定にあたって参照可能な米国会計基準で認められている見積方法について説明している。対価総額の公正価値は、異なる提供物に配分される。

### 継続的に提供される物品・サービスの料金

3つ目の指標として、継続的に供給される物品・サービスに対して、すべての顧客が同じ料金を支払う場合、当該資産は接続との引き換えに拠出されたものであって、公益企業による継続的な供給に対するものではないことが挙げられている。つまり、継続的な物品・サービスの提供義務は、移転された資産又は代金の拠出に関する契約からではなく、公益企業の営業免許から生じるということである。しかし、料金規制がある場合、この指標の解釈は難しい。自由競争市場で設定された価格は、継続的なサービスの公正価値と近似すると推定できる。したがって、公益企業の資産に関するコストを拠出したかどうかに関わらず、すべての顧客に課せられる料金が一律である場合、拠出を行った顧客に継続的便益がないことは明白である。しかしながら、顧客に課す料金が規制されている場合、その料金が継続的なサービス提供義務の公正価値を真に示しているとは限らない。したがって、そういった状況においては、この指標は決定的なものにならない可能性がある。

## 指標間のバランス

IFRIC第18号は、これらの特徴のうち、どれに比重や優先順位を置くかは定めていないため、各指標が異なる結果を示す可能性がある。たとえば、公益企業の多くは、すべての顧客に継続的なサービスを提供する法的義務を有しており、これは接続との引き換えに資産が拠出されたことの指標となるが、接続サービスが顧客にとって独立した価値を持たないこともあり、その場合、指標は逆の結果を示す。我々は、どの指標も絶対的ではないので、企業はすべての指標、事実、及び状況を考慮しなければならないと考える。IFRIC第18号には、指標を評価するためのヒエラルキーを示していないので、企業は各指標が示す結果についてバランスがとれるよう独自の判断を行うことが可能である。

## キャッシュ・フロー計算書上、代金の受領をどう表示するか？

IFRIC第18号の公表前は、多くの公益企業は顧客からの代金拠出について、有形固定資産の購入に関わるキャッシュ・インフローであるという論拠に基づき、キャッシュ・フロー計算書上、投資活動のセクションに表示していた。IFRIC第18号は、拠出を受けた現金について、貸方科目は収益か繰延収益のいずれかとしている。したがって、今後これらの現金の受領はキャッシュ・フロー計算書の営業活動のセクションに表示しなければならない。

## おわりに

公益企業は、IFRIC第18号適用にあたり、特に公正価値の算定や、IFRIC第18号が示す指標とそれぞれの規制制度における固有の事実や状況とのバランスを計るため、判断を行う必要がある。また、公益企業は、異なる階層の顧客（たとえば、住宅用と商業用）について、異なる結論に至る可能性が高い。したがって、財務諸表利用者が業績や至った結論が適切であることを理解できるようにするために、会計方針の開示が極めて重要となる。

# IFRS 月次アップデート

## 新たな公表物

2010年6月から7月初旬にかけて、IASBより以下の公開草案が公表されました。

プロジェクト	公表物	スケジュール
収益認識	<p><b>ED - 顧客との契約から生じる収益</b></p> <p>本EDは、IFRSと米国会計基準に共通の単一の収益認識基準を提案している。</p> <p>提案されている基準は、IAS第18号「収益」、IAS第11号「工事契約」、及び3つのIFRIC解釈指針に置き換わることになる。</p> <p>EDはIASBのウェブサイト <a href="http://www.iasb.org">www.iasb.org</a> で参照のこと。</p> <p>提案の詳細は、<i>IFRS outlook</i> 増刊第75号「IASBとFASBによる単一の収益認識モデルの提案」(日本語及び英語)で参照のこと。 <a href="http://www.shinnihon.or.jp/ifrs">www.shinnihon.or.jp/ifrs</a> (日本語)、<a href="http://www.ey.com/ifrs">www.ey.com/ifrs</a> (英語)よりダウンロード可。</p>	2010年10月22日 までコメント募集
公正価値測定	<p><b>ED - 公正価値測定に関する測定の不確実性の分析の開示</b></p> <p>本EDの提案では、レベル3「観察不能なインプット」において公正価値測定に使用される観察不能なインプット間の相互依存性を説明する開示を求めている。</p> <p>EDはIASBのウェブサイト <a href="http://www.iasb.org">www.iasb.org</a> で参照のこと。</p> <p>提案の詳細は、<i>IFRS outlook</i> 増刊第77号 (英語)で参照のこと。 <a href="http://www.ey.com/ifrs">www.ey.com/ifrs</a> (英語)よりダウンロード可。</p>	2010年9月7日 までコメント募集
財務諸表の表示	<p><b>財務諸表の表示に関するEDのスタッフによる草案</b></p> <p>本草案では、企業の業績、財政状態、及びキャッシュ・フローの表示方法を根本的に変更することが提案されている。EDを最終化し公表する前に、IASBとFASBは財務諸表の表示に関する提案にさらに追加すべき変更があるか検討するため、公衆に対してアウトリーチ活動(ヒアリング調査)を追加で行いたいと考えている。</p> <p>提案の詳細は、<i>IFRS outlook</i> 増刊第78号「財務諸表の表示モデルに関するIASBスタッフ・ドラフト」(日本語及び英語)で参照のこと。 <a href="http://www.shinnihon.or.jp/ifrs">www.shinnihon.or.jp/ifrs</a> (日本語)、<a href="http://www.ey.com/ifrs">www.ey.com/ifrs</a> (英語)よりダウンロード可。</p>	

ED = 公開草案

## 6月の審議状況

IASBとFASBは、2010年6月1日、10日、及び14日から17日にかけて会議を行った。

連結、保険契約、リース、共同契約、相殺、負債といった多くのプロジェクトで暫定的な決定が行われた。詳細は、IASBの暫定的な決定の要約であるIASB Update で参照できる。

IASBのウェブサイト[www.iasb.org/updates/IASB+updates](http://www.iasb.org/updates/IASB+updates)を参照のこと。

## IASB ワーク・プランの修正

2010年6月、IASBは、IFRS及び米国会計基準の改善が緊急に必要なプロジェクトに重点を置くため、ワーク・プランを修正した。修正の詳細については、*IFRS outlook* 増刊第76号「IASBとFASB、優先プロジェクトに重点」(日本語及び英語)で参照のこと。

[www.shinnihon.or.jp/ifrs](http://www.shinnihon.or.jp/ifrs) (日本語)、[www.ey.com/ifrs](http://www.ey.com/ifrs) (英語)よりダウンロード可。

現状のIASBワーク・プランは、IASBが現在進めているすべてのプロジェクトの概要を示しており、公表物の公開予定日も記載されている。すべての進行中のプロジェクトの詳細については、IASBのウェブサイト[www.iasb.org/updates/current+projects](http://www.iasb.org/updates/current+projects)でも参照できる。

## 名称の変更

IASB財団は、2010年7月1日付で、IFRS財団に名称の変更を行った。

Ernst & Young ShinNihon LLC

### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクション・アドバイザー・サービスなどの分野における世界的なリーダーです。全世界の14万4千人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果たします。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[www.ey.com](http://www.ey.com)にて紹介しています。

### 新日本有限責任監査法人について

新日本有限責任監査法人は、アーンスト・アンド・ヤングのメンバーファームです。全国に拠点をもち、日本最大規模の人員を擁する監査法人業界のリーダーです。品質を最優先に、監査および保証業務をはじめ、各種財務関連アドバイザーサービスなどを提供しています。アーンスト・アンド・ヤングのグローバル・ネットワークを通じて、日本を取り巻く世界経済、社会における資本市場への信頼を確保し、その機能を向上するため、可能性の実現を追求します。詳しくは、[www.shinnihon.or.jp](http://www.shinnihon.or.jp)にて紹介しています。

### アーンスト・アンド・ヤングの IFRS (国際財務報告基準) グループについて

IFRS (国際財務報告基準) への移行は、財務報告における唯一最も重要な取り組みであり、その影響は会計をはるかに超え、財務報告の方法だけでなく、企業が下すすべての重要な判断にも及びます。私たちは、クライアントによりよいサービスを提供するため、世界的なリソースであるアーンスト・アンド・ヤングの構成員とナレッジの精練に尽力しています。さらに、さまざまな業種別セクターでの経験、関連する主題に精通したナレッジ、そして世界中で培った最先端の知見から得られる利点を提供できるよう努めています。アーンスト・アンド・ヤングはこのようにしてプラスの変化をもたらすよう支援します。

お問い合わせ先  
新日本有限責任監査法人  
IFRS 推進本部  
〒100-0011  
東京都千代田区内幸町二丁目2-3  
日比谷国際ビル

Email: [ifrs@shinnihon.or.jp](mailto:ifrs@shinnihon.or.jp)

© 2010 Ernst & Young ShinNihon LLC  
All Rights Reserved.

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本有限責任監査法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。